

現在事項全部証明書

東京都昭島市中神町 1 1 6 0 番地 1
株式会社エコス

会社法人等番号	0 1 2 8 - 0 1 - 0 0 1 9 3 6	
商 号	株式会社エコス	
本 店	東京都昭島市中神町 1 1 6 0 番地 1	
公告をする方法	電子公告により行う。 http://www.eco-s.co.jp/ ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。	平成 1 8 年 5 月 2 5 日変更
		平成 1 8 年 6 月 7 日登記
会社成立の年月日	昭和 5 2 年 7 月 2 2 日	
目 的	1. 生鮮食料品及び保存食料品等食料品全般の製造、加工並びに販売 2. 塩、たばこ、米穀類、酒類の販売 3. 日用品雑貨、衣料品、化粧品等の販売 4. 郵便切手、収入印紙及び宝くじの委託販売 5. 書籍雑誌、事務用品、玩具の販売 6. 生花、園芸植物及び園芸用品の販売 7. 医師の処方箋による調剤 8. 医薬品、医薬部外品、健康食品、医療用器具、動物用医薬品、動物用医療用具、介護保険法に基づく特定福祉用具及び特定介護予防福祉用具、毒物、劇物等の販売 9. 家庭用電気製品、録画用メディア、時計、カメラ、装身具、運動用品、インテリア用品の販売 10. 飲食店、喫茶店、遊技場、クリーニング業及びプレイガイドの経営 11. 不動産の売買、仲介、斡旋、開発、賃貸及び管理並びに動産の賃貸借 12. 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務 13. 労働者派遣事業、有料職業紹介事業 14. 情報処理システム並びに物流システムの開発及びデータ処理提供に関する業務 15. スーパーマーケット、ショッピングセンター等の商業施設の建設、経営及び維持管理 16. 一般廃棄物、産業廃棄物の処理及び収集・運搬業 17. 貨物運送事業、宅配便、倉庫業 18. 前払式証票の発行及び取扱に関する業務 19. 前各号に掲げる事業の卸売業、輸出入業、並びに電子商取引及び電子決済サービスに関する事業 20. クレジットカード事業、電子マネー等の決済代行業並びに金銭の貸付、金銭の貸借の媒介、債務の保証及び引き受け等の金融業 21. 建物保守管理、清掃業務及び警備業務に関するコンサルタント及び代理店業務 22. 財務経理、労務管理等の事務処理、研修事業及び販売促進事業の受託代	

	行 23. 発電、売電に関する事業及び代理店業務 24. 前各号に掲げる事業の経営指導及び業務委託 25. 前各号に付帯する一切の業務 令和 2年 5月27日変更 令和 3年 7月28日登記	
単元株式数	100株	
発行可能株式総数	3600万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1164万8917株	平成29年 7月31日変更
		平成29年 8月 9日登記
資本金の額	金33億1840万9393円	平成29年 7月31日変更
		平成29年 8月 9日登記
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店 平成17年10月 1日変更 平成17年10月14日登記	
役員に関する事項	取締役 平 邦 雄	令和 8年 5月20日重任
		令和 8年 5月29日登記
	取締役 平 典 子	令和 8年 5月20日重任
		令和 8年 5月29日登記
	取締役 野 原 信 広	令和 8年 5月20日重任
		令和 8年 5月29日登記
	取締役 藤 田 昇 三	令和 8年 5月20日重任
		令和 8年 5月29日登記
	東京都立川市柴崎町二丁目11番5号 代表取締役 平 邦 雄	令和 8年 5月20日重任
		令和 8年 5月29日登記
	監査役 鈴 木 茂 生	令和 7年 5月22日重任
	(社外監査役)	令和 7年 6月 4日登記
	監査役 雨 宮 真 歩	令和 7年 5月22日重任
	(社外監査役)	令和 7年 6月 4日登記

	監査役 浅 賀 真 一	令和 7 年 5 月 2 2 日就任
		令和 7 年 6 月 4 日登記
	会計監査人 アーク有限責任監査法人	令和 8 年 5 月 2 0 日重任
		令和 8 年 5 月 2 9 日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	取締役又は監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役又は監査役の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、賠償の責めに任ずべき額から以下の金額を控除した額を限度として、取締役会の決議をもって商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役の責任又は同法第277条の監査役の責任を免除することができる。 (1) 取締役会の決議の日の属する営業年度又はその前の各営業年度において、当該取締役又は監査役が報酬その他の職務遂行の対価（当該取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価を含む。）として当会社から受け、又は受けるべき財産上の利益（②及び③に掲げるものを除く。）の額の営業年度ごとの合計額のうち、最も高い額の4年分（ただし、代表取締役にあつては6年分、社外取締役又は監査役にあつては2年分）に相当する額 (2) 当該取締役又は監査役が当会社から受けた退職慰労金の額及び使用人を兼ねる場合の使用人としての退職手当取締役を兼ねる期間の職務執行の対価である部分の額並びにこれらの性質を有する財産上の利益の額の合計額と当該合計額をその職に就いていた年数で除した額に4（ただし、代表取締役にあつては6、社外取締役又は監査役にあつては2）を乗じた額とのいずれか低い額 (3) 当該取締役又は監査役が商法第280条ノ21第1項の決議に基づき発行を受けた新株予約権を就任後に行使したときは、行使の時における当会社の株式の時価から当該新株予約権の行使による新株1株の発行価額を控除した額に発行を受け、又はこれに代えて移転を受けた株式の数を乗じた額、新株予約権を就任後に譲渡したときは、その価額から新株予約権の発行価額を控除した額に譲渡した権利の数を乗じた額	
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める範囲内とする。 平成19年 5 月 2 4 日設定 平成19年 6 月 6 日登記	
新株予約権	第12回新株予約権 新株予約権の数 5360個 平成29年 7 月 3 1 日変更 平成29年 8 月 9 日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 53万6000株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数100株） なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。	

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

平成29年 7月31日変更 平成29年 8月 9日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額に100株を乗じた金額とし、当初6万5900円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により1株当たり払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

調整後1株当 調整前1株当 1
たり払込金額＝たり払込金額×

分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は1株当たり払込金額を調整することができる。

新株予約権を行使することができる期間

平成23年6月1日から平成30年5月31日まで

新株予約権の行使の条件

(払込価額及び行使期間を除く。)

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員でなければならない。

(2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(3) 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書の承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成21年 5月22日発行

平成21年 6月 1日登記

第13回新株予約権

新株予約権の数

5220個

平成28年 1月31日変更 平成28年 2月 5日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式

52万2000株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数100株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が

新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

平成28年 1月31日変更 平成28年 2月 5日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額に100株を乗じた金額とし、当初5万7000円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により1株当たり払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。
調整後1株

当たり払込金額＝調整前1株当たり払込金額×1／分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は1株当たり払込金額を調整することができる。

新株予約権を行使することができる期間

平成24年6月1日から平成31年5月31日まで

新株予約権の行使の条件

(払込価額及び行使期間を除く)

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員でなければならない。

(2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(3) 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

会社为新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書の承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成22年 6月30日発行

平成22年 7月13日登記

第14回新株予約権

新株予約権の数

200個

平成27年10月31日変更 平成27年11月17日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式

2万株(新株予約権1個あたりの目的たる株式数100株)

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

平成27年10月31日変更 平成27年11月17日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

当該時点における目的株式数 1 株当たりの払込金額に 100 株を乗じた金額
とし、当初 4 万 4 600 円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により 1
株当たり払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数を切り上げる。
調整後 1 株

当たり払込金額＝調整前 1 株当たり払込金額×1／分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継され
る場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が
新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は 1 株当たり払込金額を調整す
ることができる。

新株予約権を行使することができる期間

平成 25 年 6 月 1 日から平成 32 年 5 月 31 日まで

新株予約権の行使の条件

(払込価額及び行使期間を除く)

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関
係会社の取締役、監査役または従業員でなければならない。

(2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(3) 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書の承認されたとき、当社が完全子会社とな
る株式交換契約書の承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認
されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成 23 年 6 月 30 日発行

平成 23 年 7 月 8 日登記

第 15 回新株予約権

新株予約権の数

4820 個

平成 27 年 11 月 30 日変更 平成 27 年 12 月 10 日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式

48 万 2 000 株（新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数 100 株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目
的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該
時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生
じる 1 株未満の端数を切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継され
る場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が
新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整す
ることができる。

平成 27 年 11 月 30 日変更 平成 27 年 12 月 10 日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額に100株を乗じた金額とし、当初5万1000円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により1株当たり払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後1株当り払込金額} = \frac{\text{調整前1株当り払込金額}}{\text{分割または併合の比率}}$$

分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は1株当たり払込金額を調整することができる。

新株予約権を行使することができる期間

平成26年6月1日から平成33年5月31日まで

新株予約権の行使の条件

(払込価額及び行使期間を除く。)

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員でなければならない。

(2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(3) 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書の承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成24年 6月29日発行

平成24年 7月 5日登記

第16回新株予約権

新株予約権の数

5340個

平成29年 2月28日変更

平成29年 3月22日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式

53万4000株(新株予約権1個あたりの目的たる株式数100株)

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

平成29年 2月28日変更

平成29年 3月22日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額に100株を乗じた金額とし、当初6万500円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により 1 株当たり払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数を切り上げる。

調整後 1 株当たり払込金額＝調整前 1 株当たり払込金額×1／分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は 1 株当たり払込金額を調整することができる。

新株予約権を行使することができる期間

平成 27 年 6 月 1 日から平成 34 年 5 月 31 日まで

新株予約権の行使の条件

(払込価額及び行使期間を除く)

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員でなければならない。

(2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(3) 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書の承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成 25 年 6 月 28 日発行

平成 25 年 7 月 8 日登記

第 17 回新株予約権

新株予約権の数

5900 個

平成 29 年 1 月 31 日変更 平成 29 年 2 月 3 日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式

59 万株 (新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数 100 株)

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数を切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

平成 29 年 1 月 31 日変更 平成 29 年 2 月 3 日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

当該時点における目的株式数 1 株当たりの払込金額に 100 株を乗じた金額とし、当初 7 万 4900 円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により 1 株当たり払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数を切り上げる。

調整後 1 株当たり払込金額＝調整前 1 株当たり払込金額×1／分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は1株当たり払込金額を調整することができる。

新株予約権を行使することができる期間

平成28年7月1日から平成35年6月30日まで

新株予約権の行使の条件

(払込価額及び行使期間を除く)

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員でなければならない。

(2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(3) 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書の承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成26年 6月30日発行

平成26年 7月 8日登記

第18回新株予約権

新株予約権の数

2000個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式

20万株(新株予約権1個あたりの目的たる株式数100株)

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額に100株を乗じた金額とし、当初10万500円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により1株当たり払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

調整後1株当たり払込金額＝調整前1株当たり払込金額×1/分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は1株当たり払込金額を調整することができる。

新株予約権を行使することができる期間

平成29年7月1日から平成36年6月30日まで

	新株予約権の行使の条件 (払込価額及び行使期間を除く) (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員でなければならない。 (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 (3) その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。 (4) 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当社が消滅会社となる合併契約書の承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
	平成27年 6月30日発行 平成27年 7月16日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社 平成18年 6月 7日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成18年 6月 7日登記



これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

(東京法務局立川出張所管轄)

令和 8年 7月22日

東京法務局西多摩支局
登記官

澤 井 義 昌

